

令和元年度事業報告について

開催日	実施事項
4月26日	<p>行事名 : 青年部「伊予うし若人会」役員会 開催場所 : コムズ 出席者 : 9名</p> <p>協議事項 1 今年度の活動計画について 2 意見交換</p>
6月3日	<p>行事名 : 監事監査 開催場所 : 愛媛県畜産協会会議室</p> <p>監査内容 平成30年度事業報告及び収支決算報告</p>
7月8日	<p>行事名 : 理事会 開催場所 : リジェール松山8階鶴亀の間 出席者 : 14名</p> <p>報告事項 (1) 平成30年度肉用牛関連事業の実施状況について (2) 青年部会「伊予うし若人会」研修会の参加状況について</p> <p>協議事項 第16回通常総会付議事項 第1号議案 平成30年度事業報告及び収支決算報告について 第2号議案 令和元年度事業計画及び収支予算(案)について 第3号議案 令和元年度会費の賦課及び徴収(案)について 第4号議案 役員補欠選任(案)について 付帯決議案</p>
7月8日	<p>行事名 : 第16回通常総会 開催場所 : リジェール松山7階シルバーホール 出席者 : 27名</p> <p>議案 第1号議案 平成30年度事業報告及び収支決算報告について 第2号議案 令和元年度事業計画及び収支予算(案)について 第3号議案 令和元年度会費の賦課及び徴収(案)について 第4号議案 役員補欠選任(案)について 付帯決議案</p>

開催日	実施事項
7月25日	<p>行事名 : 青年部会「伊予うし若人会」現地視察研修 開催場所 : JA 愛媛たいき畜産センター 参加者 : 31名</p> <p>研修内容 1 「愛媛たいき農協畜産センターの取組みについて」 愛媛たいき農協畜産センター場長 上田 茂氏 2 意見交換会</p>
9月13日	<p>行事名 : 青年部「伊予うし若人会」役員会 開催場所 : コムズ 出席者 : 10名</p> <p>協議事項 1 研修会開催(10月29日)に係る具体的な取組みについて 2 意見交換会等</p>
10月29日	<p>行事名 : 青年部会「伊予うし若人会」研修会 開催場所 : コムズ 参加者 : 28名</p> <p>研修内容 話題提供1『伊予牛「絹の味」愛』のオレイン酸条件付加によるブランドリニューアルについて」 講師 JA 全農えひめ畜産部 部長 嶋田浩志氏 話題提供2「消費者ニーズに係る牛肉の美味しさについて」 講師 (株)フジ 生鮮商品事業部・第一商品部 部長 谷崎 正氏</p>
3月27日	<p>行事名 : 青年部「伊予うし若人会」役員会 開催場所 : コムズ 出席者 : 9名</p> <p>協議事項 1 来年度の活動計画について 2 会員への呼びかけと研修会への参加について 3 意見交換</p>

愛媛県肉用牛振興協議会会員

	団 体 名
1	愛媛県農業協同組合中央会
2	全国農業協同組合連合会 愛媛県本部
3	うま農業協同組合
4	周桑農業協同組合
5	越智今治農業協同組合
6	えひめ中央農業協同組合
7	松山市農業協同組合
8	愛媛たいき農業協同組合
9	西宇和農業協同組合
10	東宇和農業協同組合
11	えひめ南農業協同組合
12	愛媛飼料産業株式会社
13	愛媛県農業共済組合
14	愛媛県配合飼料価格安定基金協会
15	愛媛県肉牛生産者協議会

愛媛県肉用牛振興協議会役員名簿

令和2年7月22日現在

	役員区分	氏 名	所 属
1	会 長	本宮 環	愛媛県肉牛生産者協議会会長
2	副会長	二宮幸誠	愛媛県配合飼料価格安定基金協会常務理事
3	副会長	檜垣一成	愛媛県畜産協会専務理事
4	理 事	松本和夫	愛媛県肉牛生産者協議会副会長
5	理 事	池田一成	愛媛県肉牛生産者協議会副会長
6	理 事	松本 聖吾	愛媛県農業協同組合中央会 総合企画部部長
7	理 事	嶋田浩志	全国農業協同組合連合会愛媛県本部 畜産部部長
8	理 事	藤原政彦	周桑農業協同組合 営農部部長
9	理 事	青木勝美	愛媛たいき農業協同組合 畜産担当部長
10	監 事	村上克也	東宇和農業協同組合 畜産部部長
11	監 事	渡部幸彦	愛媛飼料産業株式会社 取締役 飼料畜産部 本部長

愛媛県肉用牛振興協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、愛媛県肉用牛振興協議会（以下「協議会」）という。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、公益社団法人愛媛県畜産協会に置く。

(目的)

第3条 協議会は、牛の改良増殖と飼育経営技術の向上を図るなど、肉用牛経営の活性化に関する活動等を通じて県下の肉用牛振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 生産振興・効率の改善に関する事業
2. 肉用牛の増頭に関する事業
3. 肉質改善・消費拡大・流通に関する事業
4. 会員相互ならびに関係諸機関との連絡協調
5. 国・県ならびに（独）農畜産業振興機構が実施する肉用牛事業への参画
6. その他、この会の目的達成に必要な事業

第2章 会員および組織

(会員)

第5条 協議会の会員は、県内の肉用牛に係る関係団体又は生産者集団及びグループでの加入とする。

また、協議会の目的に賛同する農協・関係企業等を会員とすることができる。

(加入)

第6条 協議会の会員になろうとするものは、加入申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(脱退)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(会員の義務)

第8条 会員は、協議会に対し次の義務を負うものとする。

1. 会費を納入すること。ただし、会員はすでに納入した会費の返還を請求することは出来ない。
2. 協議会の規約及び総会または理事会の議決を遵守すること。

(罰則)

第9条 第8条の規定に従わないものは、総会に諮って退会させることができる。

第3章 役員

(役員構成)

第10条 協議会の役員は会員及び学識経験者の中から理事若干名、監事2名以内を総会において選任する。

2. 理事のうちから会長1名、副会長2名を互選する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2. 補欠または増員により就任した役員任期は、前任者または他の役員残任期間とする。
3. 役員は、任期満了の場合であっても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(会長、副会長、理事)

第12条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長はあらかじめ会長の定める順位により、その職務を代理し、その職務を行う。
3. 理事は、理事会を組織し、この会の業務を審議し、執行する。

(監事)

第13条 監事は、協議会の財産及び業務執行の状況を監査する。

2. 監事は理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

(顧問)

第14条 協議会に、顧問をおくことができる。顧問は、理事会において推薦する。

第4章 総会および理事会

(総会)

第15条 総会は、通常総会、および臨時総会とする。

2. 総会は、会長が招集し、その議長となる。

(総会の招集)

第16条 通常総会は、毎年1回招集する。

2. 会長が必要であると認めたときは、何時でも臨時総会を開く事が出来る。

(議決権)

第17条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(総会の成立・議決)

第18条 総会の議決は、会員が2分の1以上出席し、その議決権の過半数で決する。

2. 可否同数のときは、議長がこれを決する。
但し、規約の変更ならびに解散および、これに伴う財産の処分については、その議決権の4分の3以上で決する。

(総会の議決事項)

第 19 条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 会費の額及び徴収方法
- (3) 事業計画及び収支予算書
- (4) 事業報告書及び収支決算書
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及びこれに伴う財産の処分
- (8) その他理事会において必要と認めた事項

第 20 条 総会においては、あらかじめ通知した事項に限り議決する。

(理事会)

第 21 条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2. 理事会の議決は、理事の過半数で行う。
3. 可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 理事会の議決を要する事項で、軽微なものについては、書面で表決することが出来る。

第 5 章 会計

(会費)

第 22 条 協議会の経費は年会費、分担金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会費の徴収)

第 23 条 会費の徴収方法は、第 5 条における各組織の事務局を通じて行う。

(会計年度)

第 24 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

1. この会則は、平成 16 年 7 月 7 日より施行する。
2. 設立当初の事業年度は、第 24 条の規定にかかわらず、設立の日から 3 月 31 日までとする。
3. この会則の改正は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。